

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（農業経営課） 1

告 示

○有害図書類の指定.....（道民活動文化振興課） 1

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回.....（医療政策課） 2

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....（医療政策課） 2

○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課） 2

○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課） 2

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課） 2

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 3

○森林法による通知に代える公示.....（治山課） 3

○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課） 3

○道路の供用の開始.....（道路課） 4

○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課） 4

○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課） 4

○平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等

.....（出納局総務課） 4

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正

.....（出納局総務課） 10

支 庁 告 示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し..... 10

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... 10

道競馬事務所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 10

道企業局告示

○平成19年度及び平成20年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... 11

規 則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第1号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.4パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年12月20日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第1号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発 行 所、制 作 所、 受 審 会 社 等
雑 誌	03299-1	月刊クリーム 1月号	2007年1月1日発行 ワイレア出版株式会社
同	06144-1	comic 裏 office 本にあった至上最強のOL痴女 マガジン 1月号	2007年1月1日発行 株式会社 東京三世社
同	16639-1	DOPE[ドープ] 01	2007年1月1日発行 K K ベストセラーズ
同	04167-01	ストリート・シュガー 1	2007年1月1日発行 株式会社 サン 出 版
同	16151-1	CHUッスベシャル 1月号	2007年1月1日発行 株式会社ワニマガジン社
同	14077-1	ザ・ベストマガジンスベシャル 01	2007年1月10日発行 K K ベストセラーズ
同	02257-01	お宝ガールズ 1月号	2007年1月1日発行 株式会社 コアマガジン
同	06777-01	月刊ドント 1	2007年1月1日発行 株式会社 サン 出 版
同	19819-1	話王 本にあったHな話&漫画 1月号	2007年1月1日発行 株式会社 ぶ ん か 社

同	03289-01	グラギャル ディーブイディー 1	若 生 出 版 株 式 会 社
		2007年1月1日発行	
同	13865-1	COMIC ポプリクラブ 1	株式会社 晋 遊 社
同	13319-1	keitai パンディッツ 1	ミリオン出版株式会社
同	05463-1	すっぴんエボリューション 1月号	英 知 出 版 株 式 会 社
		2007年1月1日発行	
同	08513-01	[月刊]メルフレボンパー 01	K K ベ ス ト セ ラ ー ズ
同	18763-01	もっとすごい本当のH話コレクション 1月号	株式会社 パウハウス
		2007年1月19日発行	

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第2号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人札幌形成外科病院（札幌市）

医療法人社団北海道恵愛会新札幌恵愛会病院（札幌市）

北海道告示第3号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人社団小林外科医院の事項中「医療法人社団小林外科医院」を「医療法人社団良和会新ことに外科・胃腸科クリニック」に改め、同項中「医療法人社団北海道恵愛会新札幌恵愛会病院 札幌市厚別区大谷地東5丁目5番35号 平成21.1.31」を「新札幌恵愛会病院 札幌市厚別区大谷地東5丁目5番35号 平成21.12.31」に改め、同項医療法人札幌形成外科病院の事項を削る。

函館市の項医療法人雄心会函館新都市病院の事項中「函館市石川町52番112号」を「函館市石川町331番地1」に改める。

北見市の項北星脳神経外科病院の事項中「平成18.12.31」を「平成21.12.31」に改める。

江別市の項中「医療法人社団藤花会江別谷藤病院 江別市幸町22番地 平成20.1.31」を

「医療法人社団藤花会江別谷藤病院 江別市幸町22番地 平成20.1.31」に改める。
医療法人社団江別やまと整形外科 江別市高砂町3番地の3 平成21.12.31」
森町の項医療法人雄心会新都市砂原病院の事項中「平成18.12.31」を「平成21.12.31」に改める。

遠軽町の項遠軽共立病院の事項中「平成18.12.31」を「平成21.12.31」に改め、同項J A 北海道厚生連丸瀬布厚生病院の事項中「紋別郡遠軽町丸瀬布新町274番地1 平成18.12.31」を「紋別郡遠軽町丸瀬布新町274番地 平成21.12.31」に改める。

洞爺湖町の項社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院の事項中「平成18.12.31」を「平成21.12.31」に改める。

北海道告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年12月21日、当麻土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、当別町蕨岱中央地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成19年1月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 白糠郡白糠町オレウケナイ1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- （ア）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- 幌延町（次の図に示す部分に限る。）
- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を下川町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年農林水産省告示第1716号のとおりである。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡下川町字上名寄2748所在の森林について所有権を有する 那 須 生 子

北海道告示第9号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商 号 又 は 名 称	建 設 業 の 許 可 の 番 号	処 分 年 月 日
有限会社 治 建 設	般-17 石第11701号	平成18.11. 1
株式会社 柳 川 組	般・特-13 石第3065号	同 18.11. 2
株式会社 ギ ル ド	般-15 石第18510号	同
株式会社 共 栄 工 務 店	般-16 石第2629号	同 18.11. 7
株式会社 プリフォーム	般-16 石第16667号	同 18.11.10
ヤマゴ天立興産株式会社	般-18 石第17398号	同 18.11.14
株式会社 富 川 工 務 店	般-14 石第1619号	同 18.11.15
有限会社 清 和 ホ ー ム	般-14 石第11473号	同 18.11.21
株式会社 ス ノ ー ク ス	般-16 渡第4114号	同 18.11.20
丸正竹内建設有限会社	般-14 後第1643号	同 18.11. 7
有限会社 越 前 組	般-13 空第2295号	同 18.11.17
伊 藤 商 行 株 式 会 社	般-17 留第548号	同 18.11.24

2 許可の一部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
株式会社 光 星 電 気	特－17 石第564号	平成18.11.17
平 谷 建 設 株 式 会 社	特－17 渡第464号	同 18.11.10
株式会社 上 正 路 建 設	般－13 後第96号	同
有限会社 サ ク ラ イ	般－15 空第3265号	同 18.11.24
坂本建設工業株式会社	般－14 空第441号	同
有限会社 武田 工 作 所	般－13 釧第2092号	同 18.11. 9
第一水道工業株式会社	般－14 釧第105号	同 18.11.15
株式会社 篠 田 興 業	般－14 根第112号	同 18.11.22

北海道告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 岩 内 蘭 越 線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字豊国535番1地先から 磯谷郡蘭越町字豊国535番1地先まで	平成19. 1. 5
道道 寿 都 黒 松 内 線 北海道小樽土木現業所	寿都郡黒松内町字熱郭3番1地先から 寿都郡黒松内町字熱郭10番1地先（河川敷地）まで	同
道道 寿 都 黒 松 内 線 北海道小樽土木現業所	寿都郡黒松内町字歌才16番1地先から 寿都郡黒松内町字歌才14番2地先まで	同

北海道告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

富 武 士 佐 呂 間 線 北海道網走土木現業所	常呂郡佐呂間町字富武士745番1地先 （一般国道238号交点）から常呂郡佐 呂間町字富武士466番2地先まで	前	7.00mから 24.00mまで	3,218.00m	一般国道238号 重複L=20.00m
		後	14.50mから 27.50mまで	3,218.00m	一般国道238号 重複L=20.00m
	常呂郡佐呂間町字富武士465番1地先 から常呂郡佐呂間町字北170番3地先 まで	前	14.50mから 38.50mまで	4,045.00m	――
		後	14.50mから 43.50mまで	4,045.00m	――

北海道告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 施行者の名称 伊達市
- 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・104号 末永梅本通、3・4・113号 末永西通及び3・4・105号末永中通）
- 事業施行期間 平成14年9月20日から平成20年3月31日まで
- 事業地の収用の部分 変更なし

北海道告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成19年度及び平成20年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産

土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は 特 定 役 務 の 種 類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
		産業用機械器具類（機械 修繕を含む。）、医療機

物品の購入契約	物品の購入	器類、教育研究用機器類、 事務用機器類、車両・車 両用品類（車両修繕を含 む。）、油脂・燃料類、 被服・繊維皮革類、その 他（洗たくを含む。）
複写機、電子計算機又は自動 車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自 動車
ボイラー等運転操作の委託契 約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委 託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契 約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2 （工事予定価格に応ずる等級区分）

等級\種類	一般土木工事	舗 装 工 事	鋼橋上部工事	建 築 工 事	電 気 工 事	管 工 事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	1億3,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上
B	9,000万円 未満 6,000万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	1億3,000万円 未満 5,500万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 4,000万円 以上	7,000万円 未満 4,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上
C	6,000万円 未満 2,000万円 以上			5,500万円 未満 2,500万円 以上	700万円 未満	800万円 未満	4,000万円 未満 2,000万円 以上	4,500万円 未満	3,500万円 未満
D	2,000万円 未満			2,500万円 未満			2,000万円 未満		

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 平成19年1月1日（随時の申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	舗装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業

塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成19年4月1日前である場合は、平成19年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
 - (ウ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。
- (ア) 客観的審査事項
平成6年建設省告示第1461号に定める項目
 - (イ) 技術・社会的審査事項
工事施行成績、表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める表彰をいう。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力及び環境対策への努力
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林
- ア からウまでのいずれにも該当すること。
- ア 平成19年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 建築物の設計
- ア からエまでのいずれにも該当すること。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- イ 平成19年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初

日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の機器を所有(リースしている場合を含む。)していること。

(ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

(イ) 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(7) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第72条に規定するボイラー技工士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(8) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号)の登録を受けていること。

イ 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(9) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(10) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 平成19年1月1日(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日)現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間)にその事業に係る実績を有していること。

(11) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成19年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(12) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 平成19年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 平成19年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(13) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成19年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成18年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過

半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

第1回 平成19年1月10日（水）から19日（金）まで

第2回 平成19年1月30日（火）から2月7日（水）まで

イ 随時の申請をする者

平成19年3月28日（水）から平成20年12月26日（金）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成19年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先			
	定 期 申 請 の 場 合		随 時 申 請 の 場 合	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事				
舗 装 工 事				

鋼橋上部工事	建設部建設管理局 建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の地域振興部総務課	建設部建設管理局 建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の地域振興部総務課	林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	一、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	水産林務部森林環境局道有林課	一、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	
建築工事						林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場	林産試験場
電気工事						(注)1 「定期申請」とは1の(1)のアに定める時期に行う申請をいい、「随時申請」とは1の(1)のイに定める時期又はこれら以外の時期に行う申請をいう。				
管工事						2 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。				
塗装工事						(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。） 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先				
道路標識設置工事						(2) 随時申請において、申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設管理局建設情報課				
機械器具設置工事						3 次の(1)又は(2)に掲げる資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。				
造園工事						(1) 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借 出納局総務課				
土木施設物の設計						(2) ボイラー等運転操作、庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検 総務部総務課				
建築物の設計						出納局総務課	農政部農村振興局 事業調整課	水産林務部総務課	出納局総務課	総務部総務課
地質調査										
技術資料作成										
測量										
道路清掃										
農業土木工事	総務部総務課	水産林務部総務課	出納局総務課	総務部総務課	総務部総務課					
水産土木工事										
森林土木工事										
造林										
印刷物の製造										
印章の製造	総務部総務課	水産林務部総務課	出納局総務課	総務部総務課	総務部総務課					
物品の購入										
物品の賃貸借										
ボイラー等運転操作										
庁舎等清掃										
庁舎等警備	総務部総務課	水産林務部総務課	出納局総務課	総務部総務課	総務部総務課					
庁舎等消防設備保守点検										
情報システムの開発										
船舶の建造又は修理										

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成19年4月1日から平成21年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成21年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、平成20年度に平成21年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

林産物の売払い	水産林務部森林環境局道有林課	一、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	水産林務部森林環境局道有林課	一、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）
林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場	林産試験場

- (注)1 「定期申請」とは1の(1)のアに定める時期に行う申請をいい、「随時申請」とは1の(1)のイに定める時期又はこれら以外の時期に行う申請をいう。
- 2 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。
- (1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの(許可申請中の者を含む。) 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先
- (2) 随時申請において、申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者 建設部建設管理局建設情報課
- 3 次の(1)又は(2)に掲げる資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。
- (1) 印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借 出納局総務課
- (2) ボイラー等運転操作、庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検 総務部総務課

- 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 1 資格の有効期間
資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成19年4月1日から平成21年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成21年3月31日までとする。
- 2 有効期間の更新手続
1の有効期間を更新しようとする者は、平成20年度に平成21年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。
- 第5 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。
- 1 第2に規定する資格要件(第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。)に該当しないこととなったとき。

- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

北海道告示第14号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項千歳食肉事業協同組合の事項を削る。

北海道石狩支庁長 三 好 昇

- 1 住 所 札幌市中央区南1条西8丁目6番2号 S I T Yビル4F-A
- 2 名 称 マネープラザホクト
- 3 氏 名 飯 原 信 吉
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02957号
- 5 登録取消年月日 平成18年12月19日

北海道石狩支庁告示第2号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成19年1月5日

北海道石狩支庁長 三 好 昇

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	主たる営業所の所在地
札幌市中央区円山西町1丁目1番2-513	有限会社ワールド	西 村 直 彰	北海道知事(1)石第02871号	札幌市手稲区稲穂2条7丁目7番2号
札幌市中央区南12条西8丁目1番24-401号	みづきファクタリング	石 関 克 美	北海道知事(1)石第02883号	札幌市中央区南1条西7丁目川原ビル6階
札幌市西区発寒16条2丁目2-15	金太郎	菅 優 樹	北海道知事(1)石第02892号	札幌市中央区南1条西5丁目6番3キュートビル6階
札幌市中央区南5条東2丁目6番地2 セントクラシカル 707号	あおい信販	佐々木 健 太	北海道知事(1)石第02927号	札幌市中央区南3条西1丁目北日本ビル2階
札幌市東区北10条東12丁目4番15-103号	生活支援サービス	成 澤 玲 奈	北海道知事(1)石第02955号	札幌市白石区菊水1条4丁目1-5 コスモタウンシモダ 1階テナント左

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第1号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月5日

道 競 馬 事 務 所 告 示

北海道競馬事務所告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年1月5日

北海道競馬事務所長 北 村 健

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 トータリゼータシステム保守業務（地方系） 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成18年11月1日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 トータリゼータエンジニアリング株式会社 (2) 住 所 東京都品川区南大井6丁目20番14号 4 随意契約に係る契約金額 32,025,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道競馬事務所総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、契約の金額（工事予定価格）に応じ、北海道告示第13号第1の2の表に定められている等級に区分する。 第2 資格要件 1 共通的資格要件 北海道告示第13号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第13号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第13号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第13号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請の方法 北海道告示第13号第3の2に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。
道 企 業 局 告 示	
北海道企業局告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成19年1月5日 北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博 第1 資格の種類及び調達をする物品等及び特定役務の種類 平成19年度及び平成20年度において北海道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成19年北海道告示第13号（以下「北海道告示第13号」という。）第1の1の表に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第4の2により準用することとした、北海道告示第13号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第13号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第13号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第13号第1の1の表の右欄に定	第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第13号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第13号第4の2に定められているとおりとする。 第5 資格の喪失 北海道告示第13号第5に定められているとおりとする。 第6 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第13号第6の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第13号第6の2に定められているとおりとする。 ただし、第5の2なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

ただし、第3の2及び第6の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。
